

メロス言語学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、学校教育法に基づき、外国人に日本語を教授し、アジアその他世界各国の有為な青少年の育成及び友好親善を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、メロス言語学院という。

(位置)

第3条 本学は、東京都豊島区東池袋2丁目45番7号に置く。

第2章 課程、修業期間、収容定員及び休業日

(課程・修業期間・収容定員)

第4条 本学の課程、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	課程名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第1部 (午前)	進学(2年)	2年	220名	12クラス	4月生
	進学(1年9か月)	1年9月	200名	10クラス	7月生
	進学(1年6か月)	1年6月	60名	3クラス	10月生
	進学(1年3か月)	1年3月	20名	1クラス	1月生
	進学(1年)	1年	40名	2クラス	4月生
	準備教育(2年)	2年	40名	2クラス	4月生
	小 計		580名	30クラス	
第2部 (午後)	進学(2年)	2年	220名	12クラス	4月生
	進学(1年9か月)	1年9月	200名	10クラス	7月生
	進学(1年6か月)	1年6月	60名	3クラス	10月生
	進学(1年3か月)	1年3月	20名	1クラス	1月生
	進学(1年)	1年	40名	2クラス	4月生
	準備教育(1年6か月)	1年6月	20名	1クラス	10月生
	準備教育(1年)	1年	20名	1クラス	4月生
小 計			580名	30クラス	
計			1160名	60クラス	

2 各課程の目標日本語能力は「日本語教育の参照枠」の定めるB2レベルとする。

(始期・終期等)

第5条 本学の各課程は、1月、4月、7月又は10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業（8月第2週(土)から8月第3週(金)まで）
- (4) 秋季休業（9月第4週(土)から10月第1週(金)まで）
- (5) 冬期休業（12月第4週(土)から1月第1週(金)まで）
- (6) 春期休業（3月第4週(土)から4月第1週(金)まで）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認める時は、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認める時は、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 本学の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

第1部・第2部	課程名	始業時刻	終業時刻
第1部 (午前)	進学 準備教育	9時00分	12時20分
第2部 (午後)	進学 準備教育	13時10分	16時30分

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各課程別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう一授業時間数とは、45分とする。

(1) 進学

教科	科目	内容	週当たり授業時間数
日本語	日本語	日本語	20時間
計			20時間

(2) 準備教育

教科	科目	内容	週当たり授業時間数
日本語	日本語	日本語	20時間
	日本事情	日本事情	1～2時間
基礎教科	外国語	英語	1～2時間
	数学	数学	1～2時間
	理科	化学、物理	1～2時間
	地理歴史公民	歴史、政治経済	1～2時間
計			20時間

基礎教科は文系は外国語、数学、地理歴史公民。理系は外国語、数学、理科を選択。

(学習の評価・進級)

第9条 学習の評価は、各レベルごとに定められた評価基準、評価方法を用いて決定し、5段階評価とする。なお各科目の詳細な成績判定基準については、入学時オリエンテーション及びレベル開始時授業内オリエンテーションにおいて生徒に説明するものとする。

2 進級は各レベルごとに定められた評価基準、評価方法によって、3か月毎に判断する。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 専任講師 29名以上
- (4) 非常勤講師 29名以上
- (5) 生活指導担当者 2名以上
- (6) 事務職員 3名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 外国において高等学校に対応する学校の課程を修了した者。ただし、準備教育課程は10年または11年の教育を修了し、日本の高等教育機関への入学を志願する者の入学を認める
- (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3) 信頼のおける保証人を有する者
- (4) 各課程において求められる日本語能力を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は年4回とし、その時期は4月、7月、10月及び1月とする。ただし、準備教育課程への入学は、4月及び10月の年2回とする。

(入学手続)

第13条 本学の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他でやむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他の必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学・退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 転学をしようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(届出)

第16条 生徒は次のいずれかに該当する場合には、所定の用紙により、担任講師を通じて届け出なければならない。

- (1) 本人の戸籍又は住所を変更した場合
- (2) 保証人を変更した場合
- (3) 保証人の住所、身分事項、職業等に変更があった場合
- (4) 生徒納付金の納入が遅れる場合
- (5) 欠席、遅刻又は早退する場合。なお、疾病を理由に1週間を超えて欠席をする場合は、医師の診断書を添えるものとする
- (6) 進学希望校に合格した場合

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程の修業期間を満了し、その間の出席率が7割以上であり、最終学期の各科目の成績が6割以上である者に対して修了を認定する。

- 2 前項の修了認定を受けた者を、卒業者とする。
- 3 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。
- 4 コース修業期間を満了したが修了条件を満たさなかった者や、コースの途中で学習を終えた者に対して、校長はそれに応じた受講証明書を授与することができる。

(ほう賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、ほう賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 生徒が、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分に悖る行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の三種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 20000円
- (2) 入 学 金 50000円
- (3) 授 業 料 182000円 (1学期＝3か月分)
- (4) 施 設 費 等 22500円 (1学期＝3か月分)

(納入)

第21条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合、第一項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を2ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第 2 3 条 すでに納入した生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、納付金納入後に生徒の不入学又は退学等が生じた場合の返還については、以下の通りとする。

- (1) 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証の申請を行わず来日しなかった場合、入学辞退願いの受理を以って東京出入国在留管理局に報告の上、入学検定料、入学金を除く全納付金を返還する。返還時期は在留資格認定証明書の失効後とする。
- (2) 在外公館で入国査証の発給が認められず来日できなかった場合、入学許可証の返却と入国査証不発給の疎明資料の提出後、入学検定料、入学金を除く全納付金を返還する。
- (3) 入国査証を取得後、来日以前に入学を辞退した場合、入国査証が未使用でかつ失効したことが確認できた後、入学検定料、入学金を除く全納付金を返還する。
- (4) 生徒が来日し入学した後に中途退学した場合、入学検定料、入学金、施設費等は返還しない。授業料については別に定める規定に従い返還する。

第 6 章 雑 則

(寄宿舎)

第 2 4 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 2 5 条 健康診断は毎年 1 回実施する。ただし、健康上の理由、またはやむを得ない理由があると校長が判断した場合は受診しないことができる。

(細則)

第 2 6 条 この規則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。